

様式第1号（第6条関係）

学習用モバイルルーター借受申請書 兼 同意書

令和 年 月 日

学校長 様

気仙沼市立小中学校に在籍し「家庭に大容量 Wi-Fi 環境のない児童生徒」に該当するため、自宅での家庭学習のため学習用モバイルルーターの借り受けを下記のとおり申請します。

なお、利用にあたっては、本書裏面の貸付物品の利用条件を承諾した上で、気仙沼市学習用モバイルルーター貸付要綱の規定を遵守します。

申請者	住所	(〒 -) 宮城県気仙沼市		
	フリガナ			
	保護者氏名	(自署をもって印を省略できます)		電話番号 () -
	就学援助の有無	有 ・ 無		
	在籍校名	気仙沼市立 小学校	気仙沼市立 中学校	
児童生徒氏名		学年・組	氏名 (家庭内の小中学校児童生徒全てを、年齢が若い順に記入してください)	
	1	小・中 年 組		
	2	小・中 年 組		
	3	小・中 年 組		
	4	小・中 年 組		
	5	小・中 年 組		

借受希望の物品及び数量・借受期間

品名	数量 (複数の児童生徒が在籍の場合も、家庭に1台に限る)
モバイルルーター及び付属品	1台
借受期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

【注意事項】

- ①市内小中学校に在籍し「家庭に大容量 Wi-Fi 環境のない児童生徒」（家庭に無制限若しくは 6GB/月以上の Wi-Fi 環境（スマートフォンのテザリングを除く）の無い児童生徒）が対象となります。
- ②複数の児童生徒が在籍する場合は、その全ての氏名を記載の上、一番年齢の若い児童生徒の学級に提出してください
- ③モバイルルーターの「通信費の無償措置」は新型コロナウイルス対策としての緊急措置のため、令和2年度限りの予定です。令和3年度以降も「機器貸付料については無償」ですが、通信料の負担が発生する可能性がありますのでご了承ください。（なお、就学援助を受給されるご家庭に対しては、来年度以降も通信料の無償措置延長等を検討しています）

貸付物品の利用条件

- 1 本申請により学習用モバイルルーター（以下「貸付物品」という。）を借り受けた者（以下「借受者」という。）はその貸付を受けた時から貸付物品について保管管理などの義務を負い、使用する児童生徒（以下「使用者」という。）に対してもその義務を遵守させるものとする。
- 2 貸付物品の利用にあたっては、借受者は次に掲げる行為を遵守し、また使用者に対しても遵守させること。
 - (1) 貸付物品を、学校が認めた家庭学習以外の目的で使用しないこと。
 - (2) 家庭学習に関係のないWebサイトのへのアクセスや閲覧は行わないこと。
 - (3) 貸付物品を、他者に使用させ、又は転貸しないこと。
 - (4) 貸付物品を、売却し、廃棄し、又は故意に破損しないこと。
 - (5) 貸付物品を利用して、他者に対し被害や悪影響を与えないこと。
 - (6) 教育委員会が許可していないアプリケーションのインストールを行わないこと。
 - (7) 学校が定めた時間帯以外は使用しないこと。
 - (8) その他、情報セキュリティに脅威を及ぼすと判断されることを行わないこと。
- 3 借受者は、学校から貸付物品の運営管理にあたり別途指示があった場合はその指示に従うものとする。
- 4 貸付物品の充電に係る経費は、借受者の負担とする。
- 5 借受者は貸付物品を破損したとき又は貸付物品を紛失したときは、直ちに学習用モバイルルーター破損・紛失届（様式第5号）を学校に提出しなければならない。
- 6 借受者が、貸付物品を破損または紛失した場合は、貸付物品に係る実費を学校に弁償する。
- 7 借受者には、占有権等の一切の権利の帰属はないものとする。
- 8 借受者は、貸付対象者の要件である、市内小中学校に在籍し「家庭に大容量Wi-Fi環境のない児童生徒」（家庭に無制限若しくは6GB/月以上のWi-Fi環境（スマートフォンのテザリングを除く）の無い児童生徒）を満たさなくなった場合は、貸付物品を学校に返却しなければならない。なお、貸付期間中であっても、学校が必要と認める場合は、借受者に貸付物品の返却を命じることができる。
- 9 借受者は、上限データ量（原則一ヶ月3GBとする。）を超えて使用しないように努め、上限データ量を超えた場合の速度制限を受忍するものとする。
- 10 その他、貸付物品の利用に際しては、学校の指示に従うものとする。